

○中野委員長 これより総務常任委員会を開会させていただきます。

本日は全員の出席でございます。

議事予定表の1番目、報告事項について、旭川大学をベースとした公立大学の設置に係る附帯決議を踏まえた整理について、理事者から報告をお願いいたします。

市長。

○西川市長 本日は、旭川大学をベースとした公立大学の設置に係る附帯決議を踏まえた整理の結果を報告する機会をいただきまして、お取り計らいをいただきました中野委員長、そして佐藤副委員長を初め、総務常任委員会の委員の皆様方に心から感謝、御礼を申し上げますとともに、御理解をいただいたことに感謝を申し上げます。ありがとうございます。

また、本日は資料を初めてごらんになっていただくということで、大変恐縮ではありますが、報告のみということにさせていただいて、質疑の機会が今後もしあれば、私も出席をさせていただいて、さまざま答弁をさせていただくことができると考えておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは私から、この後、附帯決議を踏まえた整理結果について、お手元の資料に基づいて御説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。お手元の資料の構成についてであります。まず、目次をごらんいただきたいんですけども、最初に、これまでの状況などを記載したはじめにと、そして検討経過がありまして、その次に、学校法人旭川大学の状況、公立大学設置検討に係る本市の現状と続き、附帯決議の内容にもかかわりまして、公立大学設置の意義等、そして目指す公立大学像の順でまとめております。次に、その他としまして、学校法人旭川大学における法人分離後の高校等の運営等、名寄市立大学との関係、今後のスケジュールをまとめており、最後に、おわりにとした資料になっております。

それでは、順を追って説明させていただきたいと思っております。1ページをごらんください。

1、はじめにであります。4段落目にありますとおり、本報告書については、附帯決議の6項目のみを整理するという形もありましたが、改めて、公立大学設置の意義や財産分与の額など、6項目以外の課題も含めた形で整理したほうが理解していただきやすいと考えまして、総括的に整理してお示しすることといたしました。2ページから3ページにまとめてあります検討経過については、説明を割愛させていただきます。

次に、4ページから9ページは、3、学校法人旭川大学の状況についてまとめております。5ページ、6ページでは、旭川大学、同短期大学部の学生数の推移をまとめており、5ページの旭川大学については、定員充足率は上昇傾向にあり、6ページの短期大学部については、年度によって定員充足率に差がある状況です。続く7ページ、8ページでは、旭川大学、同短期大学部における出身地別の入学者数と勤務地別の就職決定者数の推移をまとめており、7ページの旭川大学については、旭川市の入学者の割合は50%程度で、旭川市に就職する割合は40%前後であり、また8ページの短期大学部につきましては、旭川市の入学者の割合は60%程度で大学と比べ高い割合であり、旭川市に就職している割合は60%前後となっております。9ページでは、大学、そして短期大学部の財務状況をまとめておりますが、赤字傾向にあります。

次に、10ページの4、公立大学設置検討に係る本市の現状をごらんください。左側のグラフは、直近5年間の本市の転入者数と転出者数の推移を示しており、転出超過の拡大傾向が続いております。右側のグラフには、本市所在の高等学校卒業者のうち進学決定者の進学先を示しておりますが、直近の令和元年度は、1千972人の進学決定者のうち約7割に相当する1千467の方が、市外の進学先へと流れている状況にあり、仮に、市内の高等教育機関がさらに減少した場合には、これまで以上に多くの若者が市外へと流出し、地域における人材の供給が困難となる可能性があると考えております。

次に、11ページの中核市における人口及び大学・短期大学の学生数の状況をごらんください。この数値は、宇都宮市が調査しました令和元年度の中核市のデータをもとに作成したものであり、中核市のうち、数値が明らかになっている52市のデータであります。その中で、本市の人口は33番目ですが、学生数については46番目、人口に占める学生数の割合では48番目となっており、人口に占める学生数は少ない状況にありますので、人材確保を行いながら都市機能を維持していく必要があると認識しております。

次に、12ページの地域における労働力の状況をごらんください。このグラフは、ハローワーク旭川が公表している令和元年8月から令和2年8月までの求人、求職の内容のうち、有効求人倍率の平均が1.5以上で、有効求人数の平均が100人以上の職種についてまとめたものであります。旭川大学、同短期大学部において養成されている看護師、保健師等、そして保育士、福祉相談員等、また、医療技術者、栄養士等については、一定の求人数があるものの求職数が不足している状況が継続しております。

次に、13ページの5、公立大学設置の意義等の公立大学設置の意義をごらんください。改めてありますが、旭川大学をベースとした公立大学設置検討に至った経緯、地域の現状、そして、公立大学設置の意義をお示ししております。上段の経緯については、市民の会からの要望、旭川大学からの要望があり、公立大学を設置する場合は、施設整備等に係る本市の財政負担などの課題があることや、一方では、旭川大学を公立化することで定員充足を満たし、経営の安定化が期待できることから、総合的に勘案した結果、旭川大学を公立化するとともに、ものづくり系学部を新設するといった検討を行ってきているところであります。

次に、中段の地域の現状ですが、4ページから12ページまでにおいてまとめた内容を踏まえまして、若者の市外への流出などの状況などについてお示しをしております。

下段の公立大学設置の意義ですが、地域の現状などを踏まえつつ、公立化により安定的に大学運営ができることや、公立大学となることでの効果などを期待し、3つの意義を整理しております。1つ目は「公立化により、地域の若者をはじめ全国からも若者が多く集まることで、地域の賑わい向上や活性化につなげる」であります。その考え方を下の①から③に記載しております。2つ目は「地域で活躍する人材を育成し、この地域への定着を図っていくことで、持続的なまちづくりを行う」であります。同様に考え方を①、②に記載しております。3つ目は「公立大学の設置により、まちの競争力や魅力が高まる」であります。同様に考え方を①、②に記載しております。

次に、14ページについてありますが、安定的な大学運営において重要な学生確保の可能性についてまとめてあります。上段では、他地域における私立大学の公立化に係る志願倍率の動向を記載しております。全ての事例において、公立化前年度と比較して、公立化初年度の志願倍率は上昇

しており、ほとんどの事例で、直近の志願倍率も公立化前年度より高い状況にあります。中段では、過去に実施した市内及び市外の高校2年生へのアンケート結果を掲載しており、こうした結果を踏まえ、学生確保は可能であると考えております。下段では、旭川大学をベースとした公立大学における学生募集区分を記載しております。地域枠については、推薦入試の半分程度としており、入学者全体に対しては約23%を占め、道内の他の公立大学の割合と比較して高目に設定することで、地域からの学生を受け入れられるようにしたいと考えております。以上のことから、旭川大学をベースとした公立大学を設置した場合、地域からの学生を確保しながら、大学全体の定員も確保することは可能であると認識をしているところであります。

次に、15ページから19ページについてであります。附帯決議の項目3にもかかわります運営収支の見込みについてまとめてあります。

まず、15ページですが、本年1月に議会に報告したときの変更点を記載しております。変更点としましては、これまで12年間としていた試算期間を延長し、20年目と30年目の収支も示していることと、運営交付金のベースとなる地方交付税の単位費用について、59万1千円で据え置いていた短大家政・芸術系を、さらに長期的な収支を試算するに当たって過去の減少率を加味して推計した額を使用しているところであります。なお、他の学部の単位費用については、直近の令和2年度の理論値は令和元年度とほぼ同じであり、減少率は前回報告の数値より鈍化することになりますが、1月に議会に報告した値を変えておりません。こうした条件を踏まえ、学生の定員充足率について、これまでお示ししていた100%のほか、90%及び110%の3つのパターンで試算をしております。

16ページには、試算に当たっての条件設定をまとめておりますが、今、御説明した試算期間の延長及び単位費用の変更及び学生定員充足率のパターン以外につきましては、1月に報告した条件との変更はございません。

次に、17ページをごらんください。上段には、定員充足率100%の場合を記載しており、20年目の収支が2千800万円の赤字、30年目の収支は9千100万円の赤字となります。下段の90%では、20年目の収支が1億4千700万円の赤字、30年目の収支は2億400万円の赤字となります。続く18ページの110%の場合では、20年目の収支が7千700万円の黒字、30年目の収支は700万円の黒字となります。こうした試算結果については、運営交付金の原資となる地方交付税単位費用を公立化後12年目以降も同様の減少率を乗じて20年目、30年目を推計して使用していることから、特に、保健看護系の20年目、30年目の額を1年目と比べますと、それぞれマイナス37万7千円、約22.6%減、マイナス54万円、約32.4%の減となるなど、相当厳しい単位費用の設定となっており、定員充足率100%の場合、公立化後20年目、30年目も赤字となりましたが、支出において20年目で約1.6%、30年目で約5.1%の削減が実施できれば収支は均衡しますので、このとおりの試算条件だったとしても、何とか大学運営ができるのではないかと考えております。また、定員充足率90%の場合は、公立化後3年目以降、継続して赤字となり、定員充足率110%の場合は、公立化後30年目も黒字を維持できる見込みではありますが、定員充足率110%を超えて学生を確保している公立大学は全国で複数見られ、また、公立大学全体の平均充足率についても100%を超えておりますので、できる限り学生確保をすれば、より安定的な大学運営を期待できると考えております。

次に、19ページをごらんください。令和2年度から高等教育無償化が実施されており、所得に応じた減免割合が設けられ、一定の上限額の範囲内で入学金、授業料が免除されております。公立大学・短期大学において適用される減免割合別の減免上限額は表のとおりであります。高等教育無償化の実施に伴い、基準財政需要額の算定方法も変更され、これまでの学部系統別の算定に加えて、無償化の対象となる学生区分と該当する減免割合区分に応じた算定が別に設けられております。旭川大学の既存学部の学生全員及び公立化後新学部を含めた学生全員が3分の3の減免適用となった場合における基準財政需要額と減免額の状況を試算してみたところ、基準財政需要額が減免額を下回することはなかったことから、無償化に伴う費用に対して、市費を上乗せして負担するという状況は想定されないと考えているところでございます。

次に、20ページから29ページまで、6、目指す公立大学像について記載しております。20ページでは、附帯決議の項目1にかかわって、公立大学の理念案について記載をしております。前段で御説明申し上げました本市における公立大学設置の意義を踏まえて、理念の案を「北の地で感性を磨き、人間力を高め、創造と実践で新たな時代を切り拓く人材を育てるとともに、知の基盤として高みを目指し、地域を牽引する」としたところであります。また、人材育成、教育・研究機関、地域貢献の3つの視点での理念案の趣旨は下記のとおりであります。私の思いとしては、公立大学を設置し、深い見識を持ち、人間性が豊かで未来を切り開くことができる人材を育成しながら、地域の活性化にもつなげていきたいと考えているところでございます。今後、公立大学設置が正式に決定された際には、開学前のできるだけ早期に、新学長候補者の意向も確認しながら最終的な公立大学の理念を決定してまいりたいと考えております。

次に、附帯決議の項目4にかかわって、学部等の構成についてであります。21ページをごらんください。上段では、公立大学設置後の学部等の構成について記載しております。その下に、地域創造デザイン学部の基本的な考え方を記載しております。地域創造デザイン学部については、地域の活性化につながるための学部として、地域や社会を牽引できる人材を養成することを念頭に、これまでの常識にとらわれない新しい発想や考え方で、よりよい社会や暮らしを創出するために現状を幅広く知り、見識を深めるとともに、課題解決の一手法であるデザイン思考を根底に置いた学びが有用であるとの考えに至り、市民の会、旭川大学、市の3者で方向性を共有してまいりました。新学部の名称を地域創造デザイン学部とし、ものづくりデザイン学科及び地域社会デザイン学科の2学科により構成し、幅広い知識やIT技術を活用するとともに、地域をフィールドとした実習などを通じて、さらなる学びの深化や地域貢献にもつなげることを想定しております。その下には、2学科の内容とカリキュラムの概要を記載しております。ものづくりデザイン学科は、地域を活性化させる視点としてもものづくりを中心に据え、付加価値の向上や新たなモノを生み出していくことなど、モノをプロデュースし、地域や社会の活性化に貢献できる人材を養成したいと考えており、地域社会デザイン学科については、地域が直面しているさまざまな課題を見つけ、地域におけるよりよい解決策を提示するなどの実践的な学びを中心としながら、これからの地域や社会をコーディネートできる人材を養成したいと考えております。

22ページをごらんください。カリキュラムについては、幅広い教養を学ぶことに加え、地域の活性化につなげるための学問分野として、イノベーション理論、ブランディング論、マーケティング論などを学ぶことを想定しており、1年生から3年生まで、地域をフィールドとして段階的に実

習も行っていきたいと考えております。これまでも議会の質疑などにおいて御説明しておりますが、地域創造デザイン学部の詳細な内容については、学生確保の見通しや、社会が求める人材像を踏まえながらより魅力的な学部となるよう、さらなる詳細の整理について、専門的な知見を活用し、整理していく必要があると考えております。

次に、23ページから26ページまで、附帯決議項目2にかかわって、公立大学の運営体制についてであります。23ページをごらんください。公立大学法人の組織体制の想定についてですが、地方独立行政法人法に基づき、理事会のほか、監事、経営審議会、教育研究審議会などを置くことになっております。また、法の規定上、理事長が学長となることが基本であります。定款で定めれば別に置くこともできるとなっております。

次に、24ページをごらんください。公立大学法人の設立時点における公立大学法人、設立団体、議会の関係について、関連する項目をアルファベットで、手順については数字で示してあります。議会との関係では、A-1法人の定款や、C-3中期目標、E-2授業料等の料金上限などにかかわる議案を提出し、議決を得る必要があります。また、中期計画のもとになる中期目標については、設立団体の長、評価委員会、議会の3者がかかわって制定することとなります。なお、中期目標とは、設立団体が、評価委員会の意見を聞きながら、大学に対して教育や研究、地域貢献などについて定める目標で、その中期目標を達成するための中期計画を大学が定めることになっております。

次に、25ページをごらんください。公立大学法人設立後の公立大学法人、設立団体、議会の関係についてであります。24ページと同様に、関連する項目をアルファベットで、手順については数字で示してあります。議会との関係では、A-1運営交付金の予算案を議会に提出し、議決を得る必要などがあり、設立団体の長は、B-2公立大学法人の財務諸表の承認を行い、評価委員会では、C-3、D-3、E-3の公立大学法人の業務実績等の評価を行います。また、中期目標の期間が終了する前に、公立大学法人の業務を継続する必要性などを評価委員会の意見を聞いて検討し、その結果に基づいた所要の措置を講ずることになっております。24ページと25ページにありますとおり、公立大学の設置や運営は、大学や設置自治体だけで決めていくのではなく、議会や評価委員会といった組織にもかかわっていただきながら行っていくこととなります。

次に、26ページをごらんください。公立大学法人の役職員の任命における設立団体との関係です。左側の図は、理事長と学長が兼任している場合、右側の図は兼任していない場合です。理事長については、いずれの場合も設立団体の長が任命することとなりますが、候補者を議会にあらかじめ報告した上で任命することを想定しております。理事長が学長を兼ねない場合、学長の任命は理事長が行います。理事長が学長を兼ねる場合の理事長の任命や、理事長が学長を兼ねない場合の学長の任命については、それぞれにおける選考会議で選考されますが、公立大学法人成立後の最初の任命に限っては、いずれの場合も選考会議の選考は不要となっております。理事については、理事長が任命することとなっております。

次に、附帯決議5、6にかかわって、役員及び教職員の体制についてであります。27ページをごらんください。上段は、役員の体制について記載しております。附帯決議を踏まえた再整理として記載しており、現学長、現理事長は、公立大学開学まで学校法人としての現在の立場のままであります。公立大学設置後は、直ちに新学長、新理事長のもとで大学を運営することになり、公立大学開学の準備段階においても新学長、新理事長が実質的な作業を担います。現学長、現理事長が

大学の理念の決定のほか、公立大学の設置に係る実質的な作業に直接的に関与することはありません。また、現理事は、基本的に法人分離後の学校法人の役員に就任することを想定しておりますが、公立大学法人とのかかわり方を踏まえて、公立大学法人の理事に就任する場合も想定されます。下段では、教職員の体制について整理しており、教員の選定に係る選考体制や評価基準などについて整理し、新学長候補者とともに、それぞれの審査項目を数値化し基準を設定した上で採用の可否を判断し、教員の体制を整えていきたいと考えております。職員については、新学長候補者などのもとの面接等により採用の可否を判断することを想定しております。参考に、28ページと29ページに国の設置基準に規定されている大学及び短期大学における教員の資格について記載しております。

続きまして、7、その他といたしまして、学校法人旭川大学における法人分離後の高校等の運営等について、30ページに記載しております。法人分離に伴う財産分与について、平成30年度の学校法人旭川大学決算時点に基づく内容を1月にも報告しておりますが、直近である令和元年度の決算額を踏まえて記載しております。学校法人旭川大学が有する金融資産のうち、大学、短大に継承される資産は、施設の耐震化や補修に係る費用の約3億4千万円のほか、約2億5千万円を加えた5億9千万円の予定であり、公立化後の当面の運営に支障は生じないものと考えております。また、高校などに継承される予定の金融資産は約15億6千万円であります。新設する地域創造デザイン学部の施設、設備等に要する費用については、現時点においてはトーマツで試算していただいた約7億2千万円と想定しており、この部分については、市の財政負担が生じるものと認識しております。

次に、31ページをごらんください。名寄市立大学との関係について記載しております。上段では、現在の旭川大学及び短期大学部と名寄市立大学の学部、学科との比較を記載しております。名寄市立大学と旭川大学は、保健福祉系、看護系の学部が重複しており、旭川大学短期大学部とは栄養系、幼児教育系の学部が重複している状況にあります。平成30年度以降、名寄市長と複数回面談しており、名寄市長からは旭川大学の公立化を了承する回答を得られておりませんが、私からは、名寄市長に名寄市立大学への影響を極力抑えたいという思いを伝えており、その手法として、入試日程の重複を避けることなどを検討しているといった説明をしております。私としては、名寄市立大学とともに、旭川大学をベースとした公立大学を設置することにより、道北地域における人材不足の解消など、地域の課題解決に向けて連携を図っていききたいと考えているところでございます。

次に、今後のスケジュールについてであります。32ページをごらんください。1月に報告した際は、令和4年4月に公立大学設置と考えておりましたが、設置に向けて準備作業を行うことがこれまでできておりませんでしたので、設置時期を1年おくらせて令和5年4月としたところであり、新学部設置の時期については、その2年後の令和7年4月と考えております。準備に係る作業内容などについて大きな変更はございません。

最後に、33ページ、おわりににも記載しておりますが、本日、御報告させていただいたとおり、将来にわたっての大学運営の収支を見通すことは、学生確保や地方交付税の動向などさまざまな要素があり、難しいものがあります。公立化は、学生確保の面で大きなプラスになることは間違いのないと思っておりますが、今後の18歳人口のさらなる減少を考えますと、公立化がゴールではなく、学生にとって魅力的な要素を大学が持っていなければならないと思っておりますので、議会の理解

を得られることができた場合ですが、新理事長、新学長には、そうした課題認識を持って大学運営を行うことができる方をお願いしたいと思っており、加えて、大学自身の不断の努力と設置自治体の積極的なかかわりも必要と思っております。また、大学という存在は、まちにとって大きなものであると思っております。旭川大学を救済するためだけではなくこれまでも御説明してきましたが、本日、御説明したとおり、学校法人旭川大学の経営状況は赤字傾向にあります。公立化のほか、新学部の設置などにより魅力的な公立大学として安定的に大学運営をしながら、多くの若者にとって進学先の選択肢となり、地域を牽引できる人材を養成し、地域の活性化につなげてまいりたいと考えており、とり得る手法としては最良のものと考えているところでございます。非常に難しい判断を伴う課題であると認識しておりますが、委員の皆様にご理解をいただければと思います。よろしくお願いたします。

報告書に関する説明については以上でございますが、続いてもう一点の委員会資料として配付をさせていただいております令和2年10月14日付の附帯決議に関連する項目などの旭川大学としての考え方について記載されている文書について、簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。1と2は、附帯決議の5と6に関する考えであります。先ほど御説明した資料と同様の考えが示されております。次に、3は、法人分離に伴う財産分与の考えであります。この点についても、先ほど御説明した資料と同様の考えが示されているところでございます。4の法人分離後の高校等の運営については、高校等の運営に支障を及ぼさないような金融資産の配分を行うとともに、理事長が責任を持って対応していくとともに、教職員の自覚と責任をこれまで以上に促していきながら、理念ある持続に向けて取り組むとの考えが示されております。5の公立化に向けての大学、短大に係る取り組みでは、これまでも旭川大学から既存学部・学科等に係る取り組みについての考えが示されておりましたが、改めて、公立化に向けて、保健福祉学部のコミュニティ福祉学科において介護福祉士養成課程の導入や、経済学部については一定の制約があるものの、カリキュラムの再編に向けて、カリキュラム委員会において作業が進められているほか、語学や各種資格が取得できる学習環境の整備などを行っていく考えが示されております。6の公立化についての大学、短大の合意については、教職員への公立化についての説明や就労意向の確認調査の状況を踏まえ、教職員からは一定の理解が得られているものとの認識が示されておりますが、一方では、個別の事情などにより納得に至っていない教職員がいる可能性があるため、引き続き理解を得ていく努力を重ねていく考えなども示されております。

今回、旭川大学から提出のあった文書については、大学側としてみずから回答されたものであります。公立化が決まっていない状況の中で、公立化後の経営体制が変わることなど、方向性をみずから定めていくことに関与できない状況の中で、法人内における意思統一を図ることや改革案をつくることには限界があると思っており、こうした状況を踏まえますとやむを得ない内容であると受けとめております。公立化が正式に決定した場合は、市とともに大学が公立化に向けての準備を主体的に進めていくこと、また、公立大学が開学した後も、学生から選ばれ、地域から頼られる大学であり続けられるよう不断の努力をしていくこともこれまでの協議の中で確認しているところでございます。こうした状況を総合的に酌み取っていただきながら、何とぞ、旭川大学の公立化に御理解くださいますよう、改めてお願いをするところでございます。

旭川大学からの提出文書についての説明は以上であります。これらの資料については、委員会

終了後、全議員の皆さんに配付をさせていただきたいと考えているところでございます。お時間をとっていただきましてどうもありがとうございました。以上で終了させていただきます。

○中野委員長 ありがとうございます。

本件につきましては、冒頭、市長からも申し出がありました。本日のところは報告を受けるまでにとどめまして、質疑の機会については、次回の委員会で設けることとしていきたいというふうに思いますが、皆様よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは、そのように取り扱うこととさせていただきます。日程等につきましては、本日のこの委員会散会后、直ちに皆様に御相談させていただくこととさせていただきますので、よろしく願いいたします。

この後の議事に関係のない理事者につきましては、退席をお願いいたします。

それでは、次に移ります。国勢調査における調査書類の紛失について、旭川市Net119緊急通報システムの運用開始について、それぞれ理事者から報告をお願いいたします。

総務部長。

○野崎総務部長 先月でありますけれども、国勢調査において書類を紛失した事案が発生したことから、その内容につきまして御報告を申し上げます。

発生日時は、9月17日午前9時ごろ、発生場所は市内神楽岡で、紛失した書類は、調査区内の住宅、建物の配置状況や、調査区の境界が図示された調査区要図1枚と、世帯主または代表者の氏名、所在地、世帯人数とその男女別の人数が記載された調査世帯一覧4枚、34世帯分の内容が記載されていたものであります。

紛失の経緯でありますけれども、国勢調査員が当該時刻に調査票を各世帯に配付しておりましたところ、アパート形式の数世帯が在宅であるというふうに把握したため、急いでそこに配付しようと紛失した書類を入れたクリアファイルを一旦台の上に置いて、調査票の配付を行ったところ。その後、クリアファイルを回収することなく一旦帰宅し、その後、書類がないことに気がつき取りに戻りましたが、置いた場所には書類がなく、クリアファイルのみが階下の駐車場で見つかりました。調査員はあたりを探しましたが、書類が見つからないので、市に紛失の報告がありましたことから、その事情を聞き取り、注意を行ったところ。翌18日でありますけれども、市職員もあたりを探しましたが見つからず、遺失届けを警察のほうに提出いたしました。紛失した書類に記載のあった34世帯の皆様には、その日の夕方から直接謝罪をするため、市職員が訪問し、34世帯中33世帯の方と直接お会いすることができ、また、お会いできなかった1世帯には文書で謝罪をさせていただいたところあります。

国勢調査は、個人の情報を教えていただかなければならないものであり、その情報の取り扱いについては慎重に管理をしなければならぬことから、再発を防止するため、18日には調査書類の管理に厳正を期すように指導をしたところあります。

このたびは、市民の皆様の信頼を損ねる事案が起きてしまい、大変申しわけありません。なお、紛失した書類でありますけれども、現在も発見されていないというところではありますが、個人情報について悪用されたというような報告も現在のところはないところあります。

最後に、国勢調査の進捗状況でありますけれども、現在、国勢調査員が各世帯へ訪問し、調査票



の回収や回答をお願いする期間が10月23日で終了となり、引き続き、職員による点検、審査を経て、来年2月に北海道へ調査票を提出する予定となっております。今後も国勢調査の業務は続きますけれども、適正な調査を進めてまいりたいというふうを考えておりますので、よろしくお願いいたします。

このたびは大変申しわけありませんでした。

○中野委員長 消防長。

○中農消防長 消防本部より、旭川市Net119緊急通報システムの運用開始につきまして、御配付させていただきました資料に基づき御説明いたします。

システムの概要でございますが、聴覚や言語・音声機能に障害をお持ちで、音声による通報が困難な方が、スマートフォンなどの携帯端末からインターネットの通報用ウェブサイトへアクセスし、GPS機能やチャット機能を活用することで119番通報ができるシステムであります。

次に、操作方法ですが、携帯画面のアイコンをタップするだけの簡単な操作で通報ができ、GPS機能により外出中でも指令センターでその通報場所を特定できる仕組みで、チャット機能により通報者の詳細な状況を確認することも可能となっております。

次に、利用対象者ですが、聴覚または言語・音声機能に障害があり、音声による119番通報が困難な方で、旭川市消防本部管轄内である旭川市、上川町及び鷹栖町にお住まいの方、通勤、通学している方でございます。なお、身体障害者手帳の有無は問いません。また、御利用に当たっては、緊急事態への速やかな対応を図るため、事前に利用の申請をしていただき、登録する必要がございますが、その申請方法は、申請書の提出に加え、ウェブ上での申請も可能であります。

運用開始日ですが、本年11月1日、8時45分からいたします。また、事業の周知につきましては、市民広報「あさひばし」11月号や、市のホームページへの掲載のほか、関係各団体への説明を行っているところでございます。

消防本部といたしましても、対象となる方がこのシステムを利用することで、安心して生活していただくことができると考えております。

以上で、旭川市Net119緊急通報システムについての説明を終わらせていただきます。

○中野委員長 ただいま2点の報告がありました。委員の皆様から、ここで何か御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○中野委員長 それでは、次に移りたいと思います。

議事予定表の2番目、令和2年第5回臨時会提出議案について、議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算について、報告第1号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること）、報告第2号、専決処分の報告について（変更契約を締結すること）、理事者からそれぞれ説明をお願いします。

総合政策部長。

○佐藤総合政策部長 議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算につきまして、御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、庁舎管理費など36事業で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ12億9千379万9千円を追加しようとするものでございます。本委員会の所管にかかわりまして

は、補正予算書4ページから7ページの事項別明細書、歳出にお示しいたしております事業のうち、2款総務費では、庁舎管理費で180万3千円、庁舎整備推進費で126万円、公共交通事業者等緊急支援金で7千885万円、公共交通乗務員慰労金支給費で3千140万円、4款衛生費では、病院事業会計負担金で1億598万2千円、9款消防費では、管理事務費で311万7千円、消防活動費で492万4千円、13款職員費では、給料及び諸手当で9千977万8千円をそれぞれ追加しようとするものでございます。歳入につきましては、3ページの事項別明細書、歳入にお示しいたしておりますもののうち、17款国庫支出金のうち、総務費国庫補助金で4億2千91万4千円、21款繰入金で7億7千764万9千円をそれぞれ追加しようとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○中野委員長 総務部長。

○野崎総務部長 報告第1号につきまして御説明を申し上げます。

報告第1号、専決処分報告につきましては、庁用自動車による交通事故にかかわるものであります。

整理番号1につきましては、本年7月28日、市内8条通10丁目におきまして、庁用の小型乗用車が相手方の車両と接触し損害を与えたもので、その損害賠償の額を4万8千366円と定め、10月13日に専決処分をさせていただいたもので、市の過失割合は20%であります。

整理番号2につきましては、本年7月30日、市内末広1条14丁目におきまして、庁用の軽自動車が相手方の車両と接触し損害を与えたもので、その損害賠償の額を2万8千241円と定め、10月13日に専決処分をさせていただいたもので、市の過失割合は30%であります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○中野委員長 総務監。

○木村総務部総務監 報告第2号、専決処分報告について御説明申し上げます。

本件は、令和2年6月12日に議決をいただきました旭川空港滑走路端安全区域整備工事につきまして、契約金額2億240万円で契約締結しておりましたが、当初想定していた残土置き場の変更を行わなければ、雪の吹きだまりが発生することにより空港施設の維持管理に支障が生じることが判明したため、契約金額を2億578万8千748円に変更することにつきまして、令和2年10月22日に専決処分させていただいたものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○中野委員長 ただいま理事者からそれぞれ説明がありました。ここで委員の皆様から何か御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○中野委員長 それでは次に移ります。

請願・陳情議案の審査についてであります。まず、陳情第7号、建設工事の請負契約の入札に関することについて、この件につきましては、6月9日開催の委員会で無党派Gのひぐま委員から、項目2につきまして一部採択の申し出がありました。項目2について、一部採択の取り扱いをすることについて、判断保留の会派にその判断が可能かどうか、まずは確認をさせていただきたいと思っております。

初めに、自民党・市民会議。えびな委員。

○えびな委員 判断できます。

○中野委員長 民主・市民連合。高橋委員。

○高橋委員 判断できます。

○中野委員長 それでは、陳情第7号につきまして、一部採択にかかわる判断が各会派できる状況となりましたので、まずは一部採択にかかわって、各会派の判断をお伺いしたいというふうに思います。

初めに、自民党・市民会議。えびな委員。

○えびな委員 必要はないというふうに判断いたします。

○中野委員長 民主・市民連合。高橋委員。

○高橋委員 同じく、必要ないというふうに判断しております。

○中野委員長 公明党。中村委員。

○中村委員 一括で判断すべきものという考えなので、一部採択については反対をいたします。

○中野委員長 日本共産党。石川委員。

○石川委員 一部採択にして構わないと思います。

○中野委員長 それでは、一部採択につきましては全会一致とならなかったことから、項目1、2を一体的なものとして取り扱うこととさせていただきたいと思います。

続けて、陳情第7号にかかわって、一体的にこの段階で判断が可能かどうか、まず、各会派に確認をさせていただきたいと思います。

初めに、自民党・市民会議。えびな委員。

○えびな委員 判断できます。

○中野委員長 民主・市民連合。高橋委員。

○高橋委員 判断できます。

○中野委員長 公明党。中村委員。

○中村委員 判断できます。

○中野委員長 日本共産党。石川委員。

○石川委員 一部採択とならなかったのもう少しお時間いただきたいと思います。

○中野委員長 無党派G。ひぐま委員。

○ひぐま委員 判断できます。

○中野委員長 それでは、判断保留という会派がございましたので、陳情第7号につきましては、また後日、取り扱うこととさせていただきたいと思います。

次に、陳情第9号、基礎的財政収支黒字化目標の撤廃を求める意見書の提出を求めることにつきまして、各会派に判断できる状況にあるかを確認させていただきたいと思います。

自民党・市民会議。えびな委員。

○えびな委員 保留です。

○中野委員長 民主・市民連合。高橋委員。

○高橋委員 もう少しお時間いただきたいと思います。

○中野委員長 公明党。中村委員。

○中村委員 判断できます。

○中野委員長 日本共産党。石川委員。

○石川委員 判断できます。

○中野委員長 無党派G。ひぐま委員。

○ひぐま委員 もう少し時間をいただきたいと思います。

○中野委員長 それでは、陳情第9号につきましては、判断保留の会派がございましたことから、次回に譲りたいというふうに思います。

陳情第10号、インフレ率2パーセントを達成するまで消費税を凍結することを求める意見書の提出を求めることにつきまして、各会派に判断ができる状況か確認させていただきたいと思います。

自民党・市民会議。えびな委員。

○えびな委員 もう少し時間をください。

○中野委員長 民主・市民連合。高橋委員。

○高橋委員 もう少し時間をいただきたいと思います。

○中野委員長 公明党。中村委員。

○中村委員 判断できます。

○中野委員長 次に、日本共産党。石川委員。

○石川委員 判断できます。

○中野委員長 無党派G。ひぐま委員。

○ひぐま委員 もう少し時間をいただきたいと思います。

○中野委員長 それでは、陳情第10号につきましても判断保留の会派がございましたので、後日に譲りたいというふうに思います。

それでは、本日の議事につきましては全て終了いたしました。これをもちまして、総務常任委員会を散会させていただきます。

---

散会 午前11時00分